

幼稚園教育要領改訂案を読んで

帆足喜与子

現行幼稚園教育要領と、今回の改訂案とを読みくらべてみて、総

括的な印象を述べると現行のは、幼児の発達を尊重することを第一義としておるのに対し、改訂案は、教育的はたらかけの方に焦点をずらしてきているようにおもう。このことについての是非は後ほど論ずるとして、とにかく現行のは、幼児の側に絶対の中心がおかれているので、幼児の実態が明確に記述されていて、そのすがたが具体的に、いきいきとせまってくる。幼児という人間の存在を尊重したい気持をおこさせられる。そこには、保育の方法はおのずと幼児そのものが示してくれるといったところもちがある。そして、保育をすることがたのしみでたまらなくなるように書かれているとおもう。

そんな意味で、わたくしは、現行の教育要領の方に、すなおな、

あたたかい魅力を感じる。

ところでここで考えなおしたのだが、幼稚園教育要領は児童心理学や、あるいは保育学の教科書ではない。保育の方法の重点は幼児自らの中にあるとしても、なおかつそれをわたくしたちが実践するときのことばになおして記述するのでもまたよいことではないだろうか。それに、発達主義以外に、教育学的フィロソフィーが加えられるのは当然のことであろう。また現行のは、いささか国籍不明でありすぎる。

日本の戦後、特にアメリカの影響をうけて幼児の自己主張や自発性を尊重する教育を実践し、それが相当に深い根をおろしてきていることをよるこぶものだが、(ただ、幼児尊重のことはわかっているのに、そして自分はそうしているとおもいこんでいてまちがっている

るばあいも多いが、それはまた別問題である) こうした歴史をふまえて、もう一歩前進がなされることはよいことだとおもう。以上のような考えを表明した上で、今回の改訂案を検討してみたい。

まず、第一章総則であるが、十一カ条にわたって書かれた基本方針が、やや羅列的だとおもう。子どもの発達の方法と、発達を助長する教育心理学的な方法と、教育学的な方法とを世界観的なフィロソフィーと、この四休ががちり組まれて、人間像が作られていれば、各項目の間にもっと筋のとおりた力強い流がよみとられるはずだという気がする。

教育者の側の心構えや、はたらきかけについて述べたかとおもうと、子どもの活動がクローズアップされてみたり、そういうふうだんだんなつてゆくのかとおもっていると、再び指導の精神が強調されたりしているのであわてさせられる。たとえば、(六)はもっと先に出てきてよいものである。

またひとつの項目のなかの論理性がすっきりしないものもある。たとえば、「(二)基本的生活習慣と正しい社会的態度を育成し、豊かな情操を養い、道徳性の芽ばえをつちかうようにすること」は、次々に連関する事柄がつづられているとおもうが、少し拡散しすぎる感じで、むしろ、前後をわけておのおの独立させ、二つの項目にした方が直截である。

また、こういうことを挙げるのなら、もっとほかにもあるはずだというものがある。たとえば、「側人にわかることばを使おうとする

意欲を育て、正しいことばつかいを身につけるようにする」がそれである。こういった種のを取り上げるのは大へんよいが、それなら、子どもの理想的な人間像が緻密に浮き出されるように、もう少し多く、順序を得てならべられてほしいとおもう。

何にしても、教育の基本方針が示されたとしては物足りない。ここで家庭における教育との関連に言及したことはよかったとおもう。

第二章幼稚園教育の内容で、現行といちじるしく異なっている点は、発達上の特徴がはぶかれたことと「望ましい経験」の見出しにかわっているいろいろなねらいの示す見出しのもとに、個々の望ましい経験が挙げられたことである。発達上の特徴は、現行ほどくわしくなくとも、入れてある方が親切だという気がする。そうすればねらいの項目にとりつきやすくなるとおもう。各領域において、いろいろな経験がねらいのもとに四、五グループずつにまとめられているが、こういうまとめ方はたいへん適切でよい。「望ましい経験」式より、すべてが教育活動としてピンとくる。

ねらいのもとにある事柄はもう少し細かく列挙してもよくはないかとおもったが、教育要領として、わたくしたちの頭に簡潔に印象づけられやすくできているから、「冗長なより効果的であろう。保育者は、その重点を、自身の知識とパーソナリティによってふえんしてゆけば、内容的に限りなくひろがってゆくわけである。

さて、次に各領域を少しくわしくみてみよう。

「社会」の中で「父母や先生などのいいつけをすなおにきく」というのがある。幼児はもともすなおではないだろうか。親や年長者から庇護されなければならぬ立場にあるものは、当然依存的であり、いうことをきくことをよるこぶ。それよりも更に本質的に、子どもはすなおで美しい、少しいうことをきかないばあい、こちらとか環境全般にむしろ落度があったり、彼らに対するはたらきかけが足りなかつたりするので、幼児の抵抗はこちらの勉強を刺げきしてくれることが多い。理由ある抵抗をおそれずにやってのけるといふその姿にもまた、わたくしは教えられる。だから幼児期の子どもに「すなおに……」ということは蛇足である。用のないことが書かれていると、更に懸念されるのは、それが悪用されはしないかという点である。教師の方がひるがえすべき態度を、ゆきがかりや、怠慢から固執して、幼児を強いることになってしまう。

それから、一つ大切なことが落ちていとおもうのは、きまりを守るとか、約束を守るとかいうことに、子どもの生活ながら遵法精神のニュアンスを加味したいことである。ここに挙げられているのは、遊びのきまりを守ることであり、先生や友だちとの約束を守ることだけである。たとえば、幼稚園のはじまる時間を守ることにしても、いってはいけない所へゆかないとか、してはいけないことをしないということにしても、単に規律のためばかりでなく、これらを守ることを、法を尊ぶことと精神的に共通であることを理解させるようにもってゆきたい。交通規則のように世間一般と共通のものも幼稚園の生活にはいりこんで来ている。それも実際的には身を守るためであるが、規則や道徳は遵法精神によって擁護されるということを感じさせるべきだとおもう。むしろこれは保育者の人格、センスの問題で、ことばでもってこどもに理解させることではない。だがそのニュアンスは、教育要領の文面にもおつていいはずだとおもう。そしてこそ、今回強調されている道徳的情操教育につながる。

幼児の認識のはたらきの特質にかんがみて身近な社会ということをとらてるのは結構だが、おとなの社会の尊厳を感じさせることも必要である。「身近な公共物をたいせつにする」の「身近な」は必要だとおもう。いずれ子どもがかかわるのは身近なものにきまっている。それに公共物を気持の上で大切にすることに、別に範囲を限ることはいらない。保育雑誌などで、幼児の教育的素材が身近であるべきことを説明することは是非必要だが、一国の幼稚園教育要領たるものが、こんな小さいところにこせつする必要はない。ついてにおもい出したが同じような観点から、教育内容の「健康」のところで「健康診断……をいやがらずに受ける」の「いやがらず」は余計だとおもう。

「自然」では、特に「自然の事象に疑問をいたき、それを注意してみたり、ためしてみたりして、自分で考えるようにする」というのや、ねらいとしての見出しの「日常生活に適應するために必要な簡単な機能を身につける」というとりあげ方は大へんよいとおも

た。

一、二気のついたことをいわせていただく、「身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、たいせつにしたりする」の「たり」はおかしい。悪文である。現行の教育要領の「自然」にある見たり、聞いたりはいいが、情操的なことがらにたりをつけると、すっかりとげた感じになってしまう。行動をむりに指定したくないので例示したという気持なのだとおもいますが、「……それらをいたわり、たいせつにする」で決してわるいことはない。そのほかに、自然の領域にはよく「たり」が出てくる。一カ所はさきによい項目としてとりあげた「自然の事象に疑問をいだき……」の中にある。やはり何となく耳ざわりである。また「喜んで屋外の自然に接したり、いろいろな自然の事物を利用して遊ぶ」という文章もすつきりしない。「喜んで」も余計だとおもう。

一体幼稚園関係の文章には悪文が多いことがいつも気になる。つたない、幼い子どもの行動を描写することは工夫して、一般に通用し、おかしくないような文体しておかないと、局外者に訴える力や権威が弱くなるのではないかと心配する。

最後に、指導および指導計画作成上の留意事項を中心に、全体をみとおしながら述べてみたい。

三才児の扱いについて、「実情に応じ特別な配慮を加えるようにする」と片づけてしまわないで、短かくてよいから適切な指導のことはほしい。四、五才児と類似のゆき方を融通するのではなくて、

実際のところ三才児の教育は積極的に独自のゆき方をしているとおもう。今回の改訂案から「未分化」ということが除かれており、新規な教育の決意を暗示するものがあるようにわたくしはうけとつたが、三才児にこそ、未分化の概念は十分にあてはまる。

改訂案において、問題行動、虚弱児、知恵遅れの幼児の存在に注意をひいたことは大へんよいことである。知恵遅れもそうだが、問題行動と虚弱児については、これも短かくてよいからその特徴と扱い方を明記する方がよい。特に問題行動は幼稚園ではごくありふれた現象であり、幼稚園入園以前の特殊な状態に由来する迂廻された社会適応過程である。むしろ特に問題行動として打ち出さず、社会適応過程の指導の項に、懇切な指針をのせるべきであろう。現行のは全文のふんいきがやわらかいのでその心配はないとおもうが、今回の改訂案は、やや姿勢が正されているので、問題行動が罪悪視（大げさないい方だが）されるようにむいては大へんである。

なお、改訂案では、道徳性が強調され、国家や国旗に言及されている。どちらも結構だとおもうが、人間関係における上下関係の権威が重んじられたり、偏狭な国家主義にあやまっておちいらぬように指導してほしいことを切に念ずる。

（川村学園短期大学）

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆